



令和7年度 第1回
碧南市水道事業及び下水道事業審議会

碧南市水道事業の状況について

令和7年7月2日（水）

碧南市開発水道部水道課

目 次

1 碧南市水道事業の概要

2 水道料金体系の仕組み

3 水道事業の経営状況

4 水道料金改定の検討方針

1 碧南市水道事業の概要

1-1 水道事業の沿革①

昭和31年 市議会臨時会において「碧南市上水道新設事業について」議決
上水道布設認可

【計画給水人口32,500人 日最大給水量6,000m³/日】

昭和33年 **一部供用開始**（鷺塚・棚尾地区） ※矢作川の伏流水から取水

昭和34年 **第1配水場（旭町）竣工**

昭和35年 第1次拡張認可（前浜新田・碧南干拓給水区域編入）

昭和39年 第2次拡張認可（第2・第3水源増設）

第3次拡張認可（西端地区給水区域編入、第4水源増設）

【計画給水人口60,000人 日最大給水量18,000m³/日】

昭和40年 第3次拡張第1期変更（浄水施設設置）

昭和43年 第3次拡張第2期変更（浄水場（鷺塚町）建設）

【計画給水人口104,400人 日最大給水量41,800m³/日】

1 碧南市水道事業の概要

1-2 水道事業の沿革②

- 昭和47年 **第2配水場（二本木町）建設**
給水区域拡大認可（川口町地先・大浜地先・新川地先編入）
- 昭和52年 **浄水場（鷺塚町）休止**
愛知県水道用水供給事業幸田浄水場より**100%受水開始**
- 昭和59年 愛知県水道用水供給事業豊田浄水場より受水開始
- 平成11年 第2配水場配水池増設事業（～平成16年）
- 令和2年 碧南市水道ビジョンの改訂
【計画給水人口75,000人 日最大給水量27,900m³/日】
- 令和5年 **第1配水場（旭町）施設機能廃止**

令和5年度末	給水人口	72,329人	普及率	99.9%
--------	------	---------	-----	-------

1-3 水源から碧南市まで

碧南市の水道水は、自己水源をもっていないため、県水受水100%です



1 碧南市水道事業の概要

1-4 水道施設の状況

碧南市の水道施設

第2配水場

- 配水池（4池）
21,000 m^3 の貯水が可能
- ポンプ（8台）
32,800 m^3 /日の配水が可能

管路（配水管）

- 総延長 約499kmの管路により
各家庭等に水道水を配水



1 碧南市水道事業の概要

1-5 水道施設の状況～第2配水場

二本木町4丁目37番地

昭和47年完成

敷地面積：10,291.95m²

配水設備

- ・ 配水池 4池
- ・ 配水ポンプ 8台
- ・ 非常用自家発電装置 2台
- ・ 次亜塩素素注入機 5台



運転管理

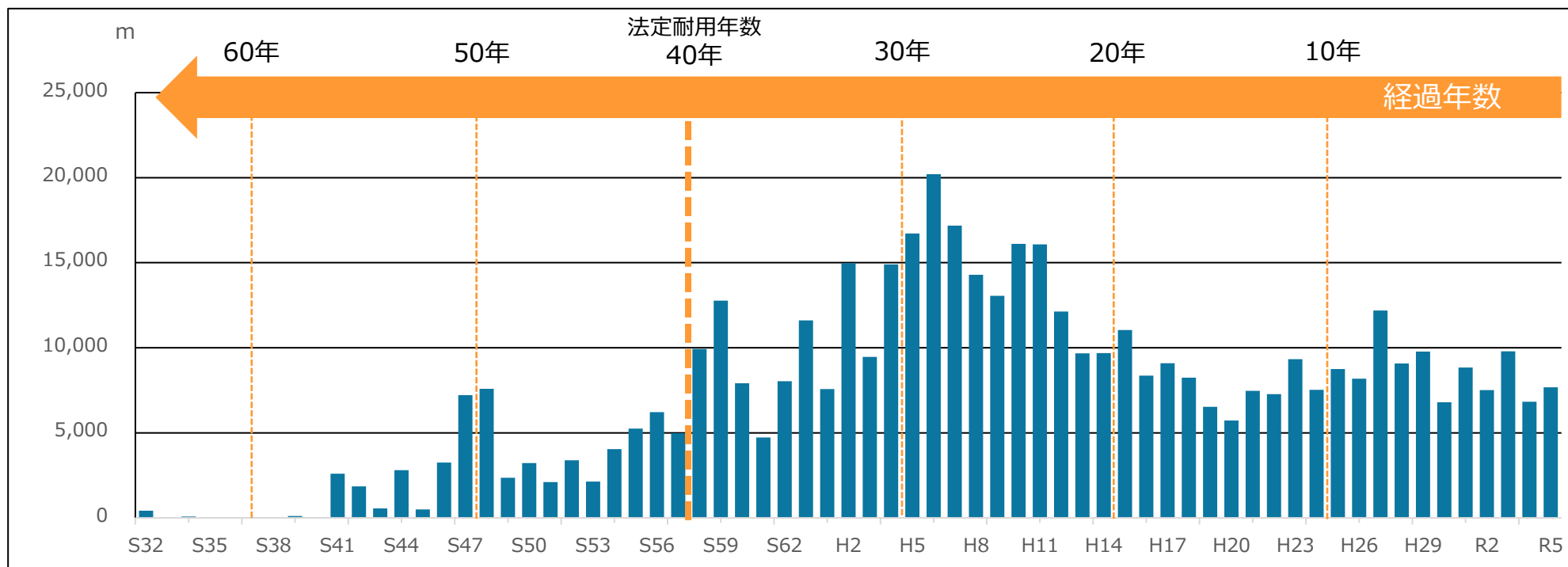


配水ポンプ

- ❑ 配水場は、24時間・365日体制で稼働しており、県浄水場から送られた水は、配水池に入り、配水場のポンプで配水管により市内全域へ送られます
- ❑ 第2配水場は、建設から50年以上が経過しており、長寿命化計画に基づく施設の長寿命化を進める必要がある

1 碧南市水道事業の概要

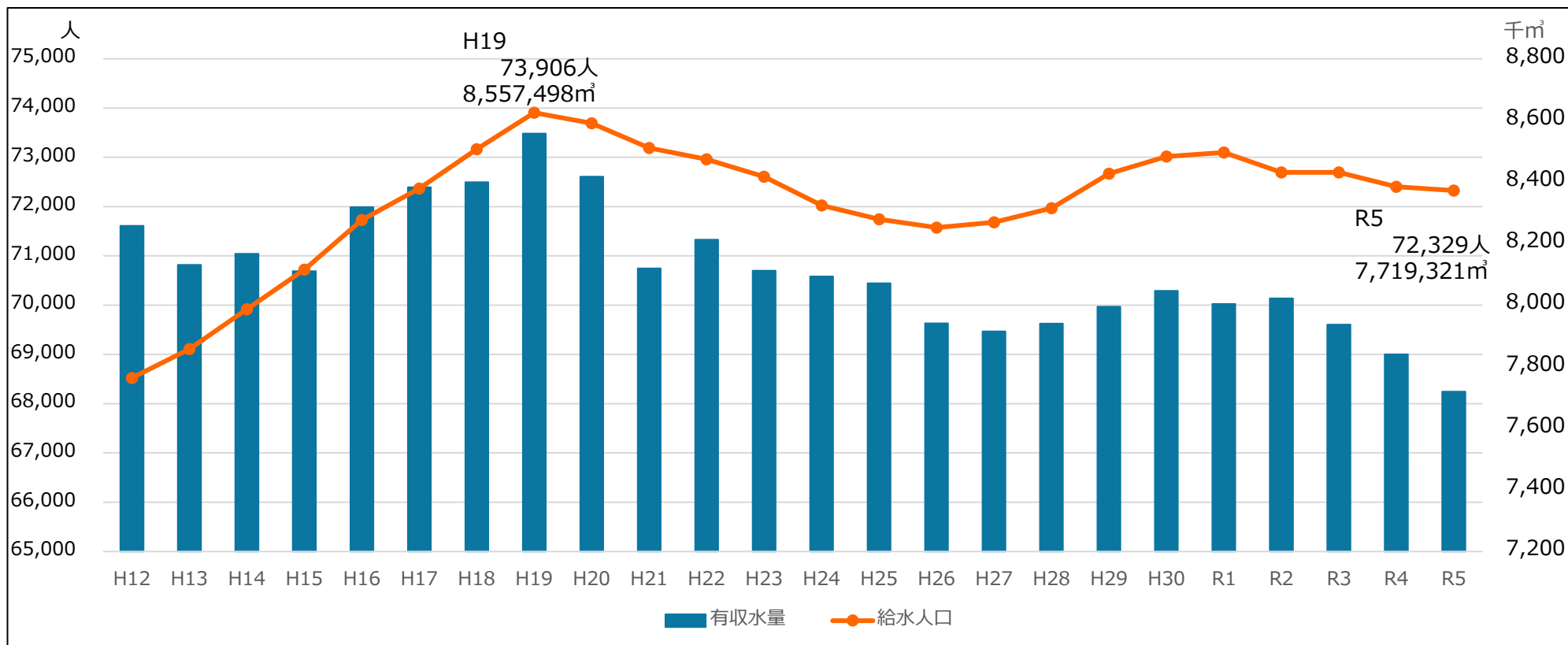
1-6 水道施設の状況～管路の年度別延長



- 管路の延長は、約 4 9 9 km
- 今後、法定耐用年数（4 0 年）を経過した管路が増加していき、今後 1 5 年でピークを迎える
- 管路更新計画に基づく計画的な更新が必要である

1 碧南市水道事業の概要

1-7 給水人口と有収水量の推移



□ ピークは、ともに平成19年度

□ ピーク時と比べると、給水人口は、約1,500人(2.1%)

有収水量は、約84万m³(9.8%)の減少

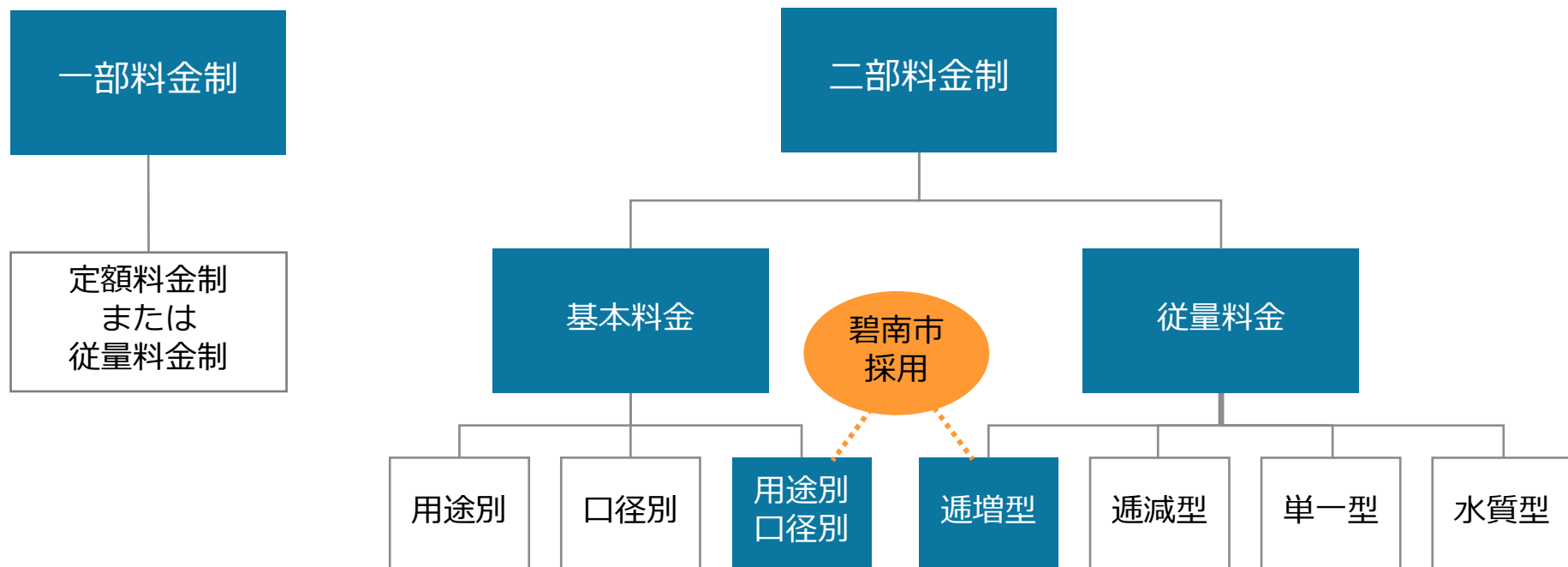
1 碧南市水道事業の概要

まとめ

- 碧南市水道事業は、創設から60年以上が経過
- 自己水源がなく、愛知県から水道水を購入している
- 主要施設は配水場と管路（配水管）
- 配水場は、建設から50年以上が経過しており、施設の長寿命化が必要
- 管路の延長は、約499kmで老朽管の計画的な更新が必要
- 有収水量、給水人口ともに減少傾向にある

2 水道料金体系の仕組み

2-1 料金制度の概要（一般的な仕組み）



- ❑ 料金制度の構成は、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金から成る二部料金制などがある
- ❑ 水道事業では二部料金制を採用しているケースが多い
- ❑ 基本料金については、用途もしくは口径によって異なる料金設定がある
- ❑ 従量料金については、使用水量に応じて単価が変動するもの（逦増・逦減）などがある

2 水道料金体系の仕組み

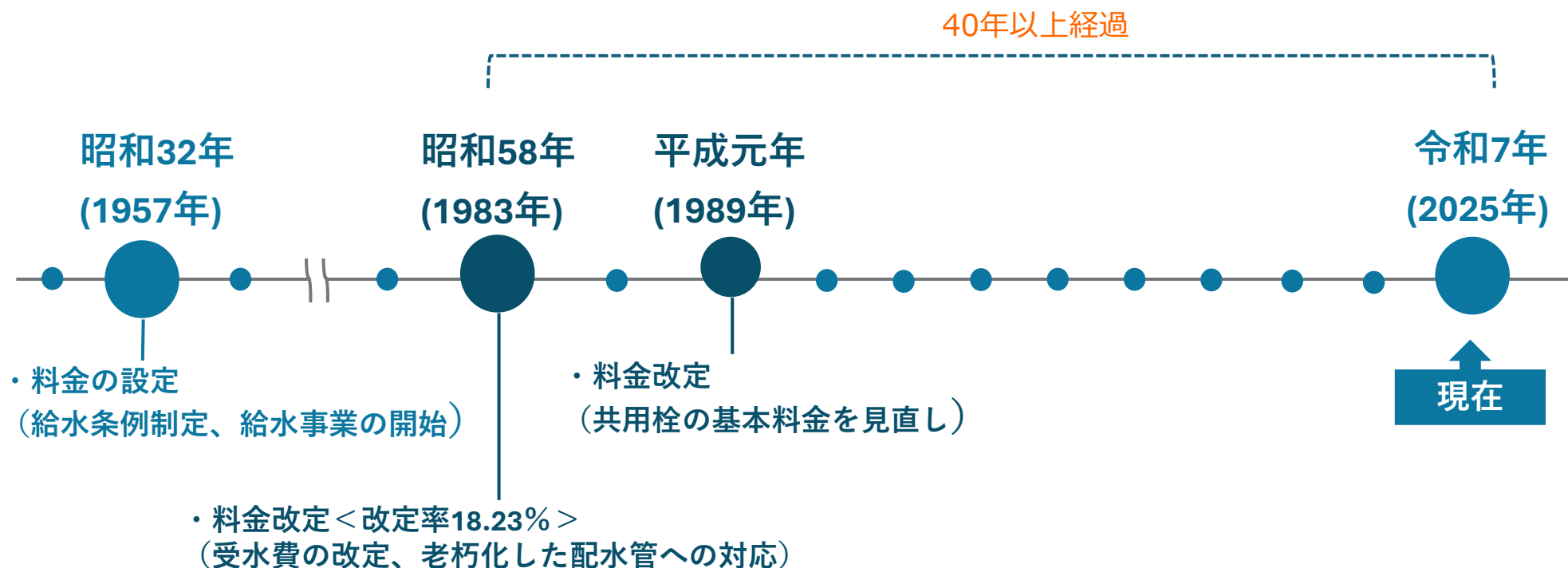
2-2 碧南市の水道料金体系

口径		基本料金 (円)	従量料金 (円) ※1m ³ あたり						
			～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～		
13mm		600	35	95	155	180	205		
20mm		1,600							
25mm		2,600							
共用栓		600							
40mm		8,000	155			180	205		
50mm		14,000							
75mm		29,500	205						
100mm		50,000							
150mm		110,000							
200mm		177,000							
臨時栓	～25mm	3,500	350						
	40mm	上記各口径別							

- ❑ 水道料金は「基本料金」と「従量料金」の合計である二部料金制
- ❑ 使用水量が多くなるほど単価が高くなる逦増制を採用

2 水道料金体系の仕組み

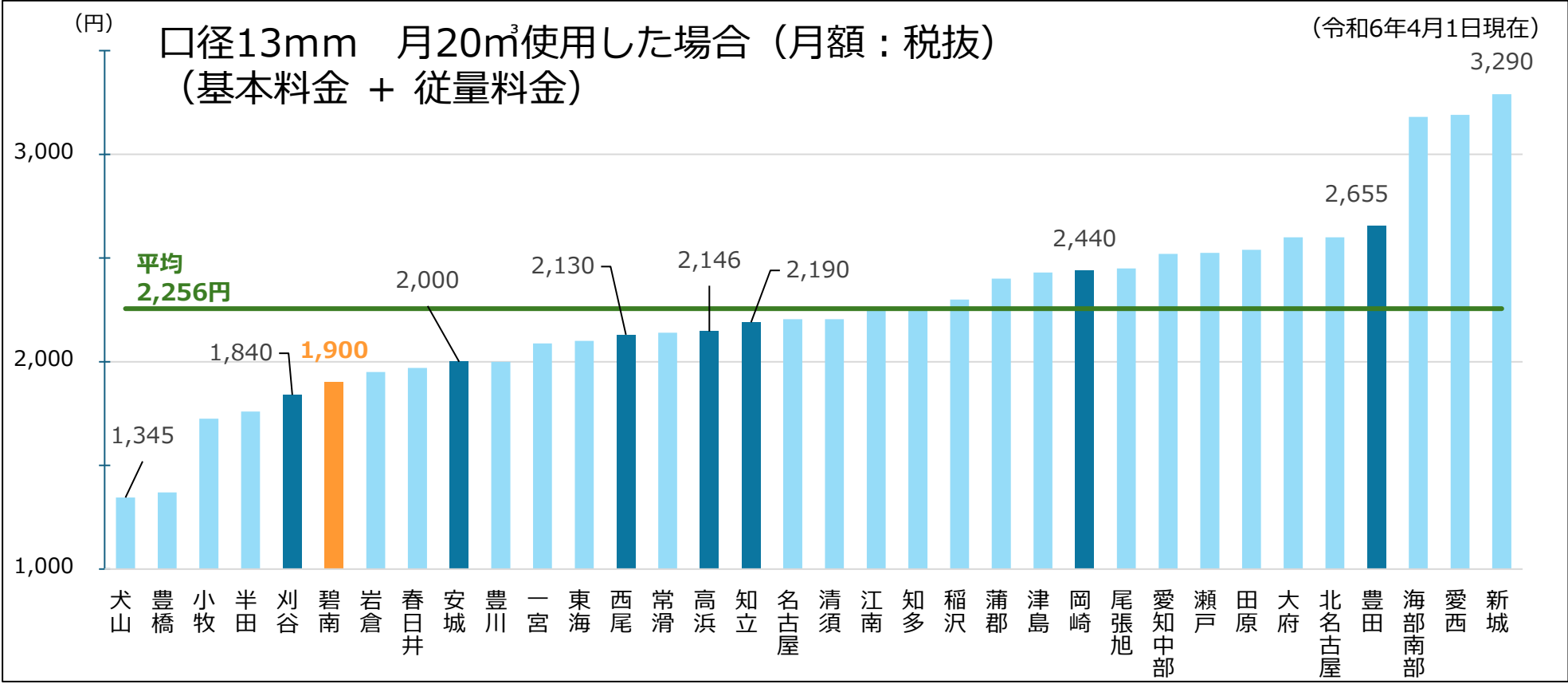
2-3 これまでの改定の状況



- ❑ 水道料金体系は、昭和58年の見直しから40年以上改定がされていない
- ❑ 水道事業の経営状況を分析し、地域経済・社会情勢を踏まえた適切な対応を早急
に実施することが求められる

2 水道料金体系の仕組み

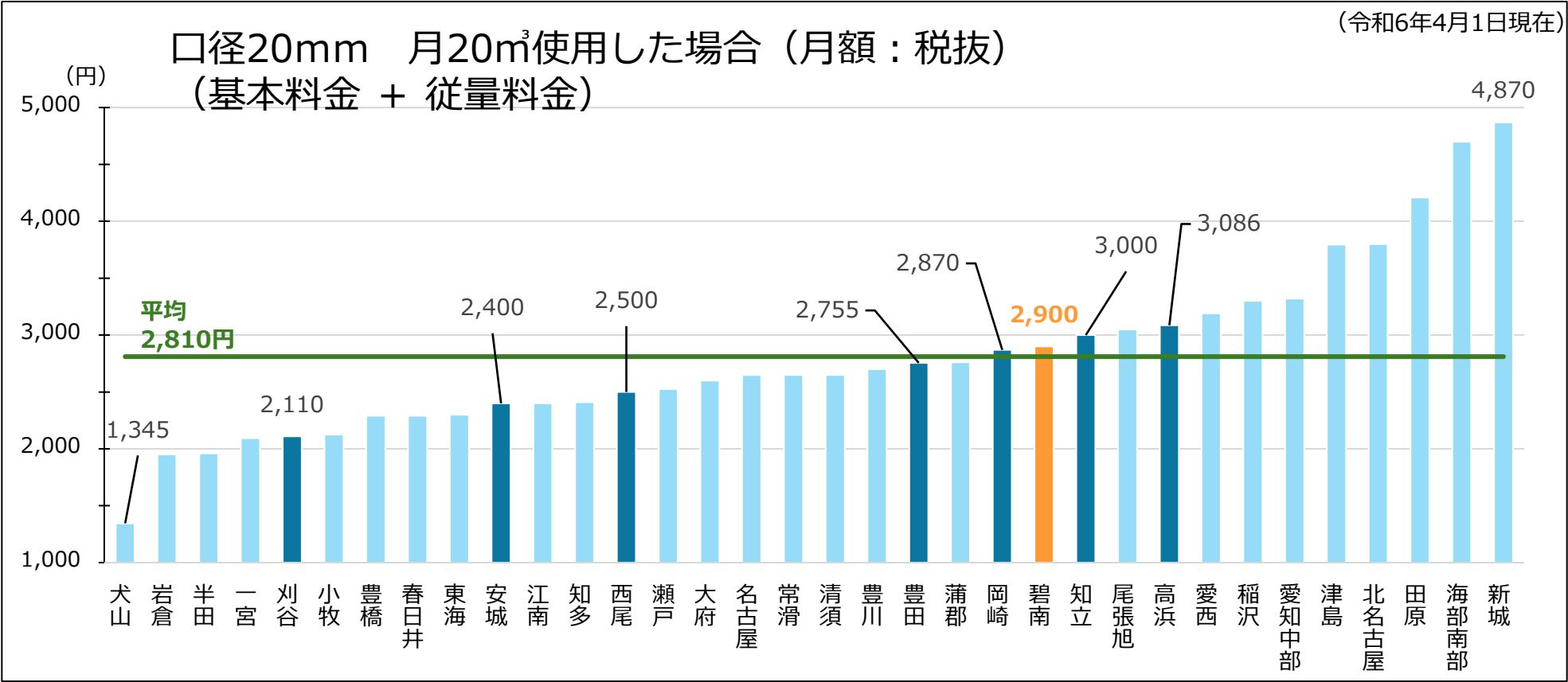
2-4 県内事業体との比較（口径13mm水道料金）



□ 碧南市は、6番目に安い1,900円で、平均は、2,256円

2 水道料金体系の仕組み

2-5 県内事業体との比較（口径20mm水道料金）



■ 碧南市は、12番目に高い2,900円で、平均は2,810円

2 水道料金体系の仕組み

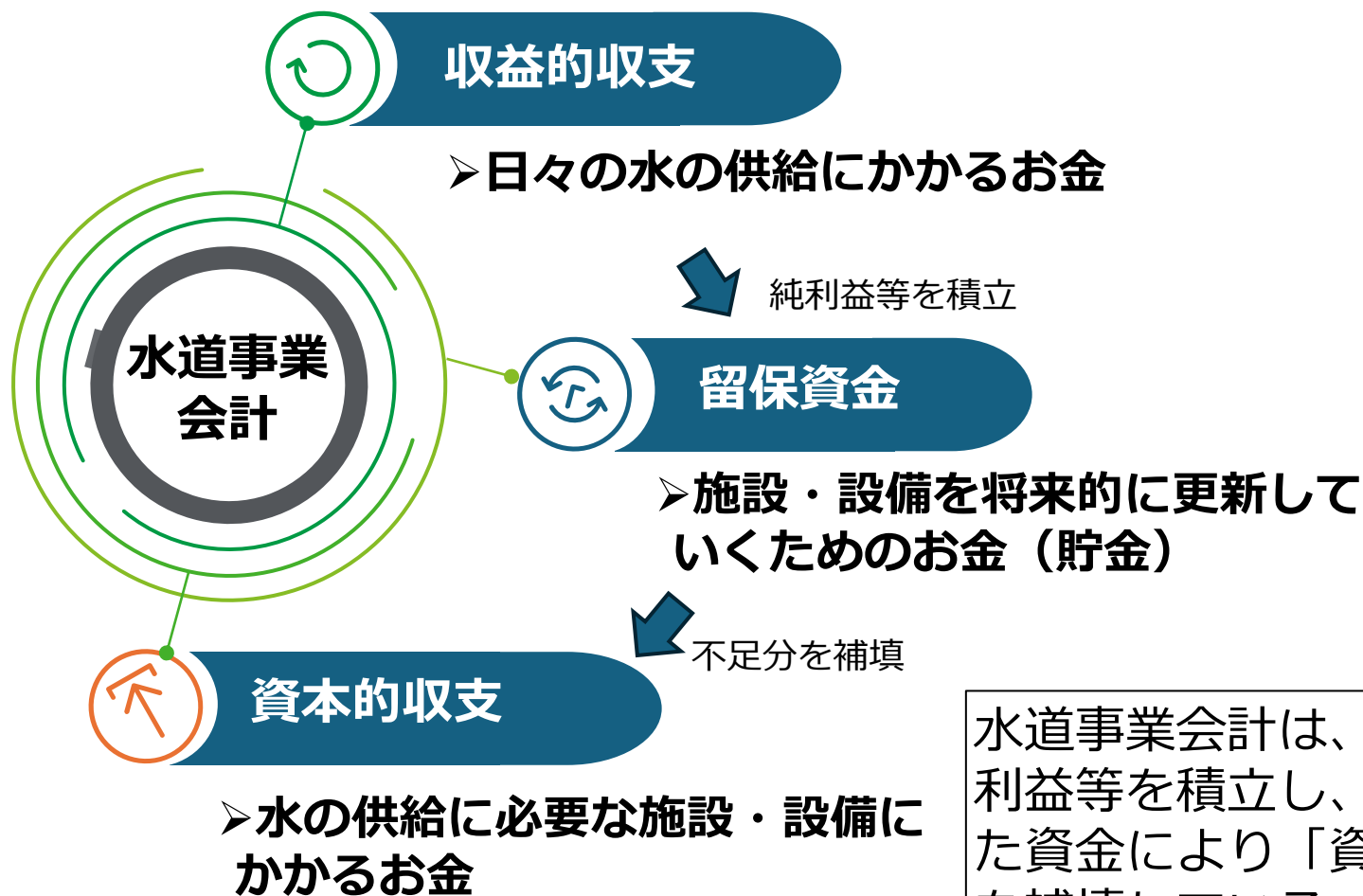
まとめ

本市の水道料金は、

- 「基本料金」（用途別口径別）と「従量料金」（逦増制）の
二部料金制である
- 昭和58年の見直しから40年以上改定がされていない
- 県内他事業体と比べると
 - ・ 口径 1 3 mmは、低い料金設定（6 番目に安い）
 - ・ 口径 2 0 mmは、平均ほどだが、中央値より高い

3 水道事業の経営状況

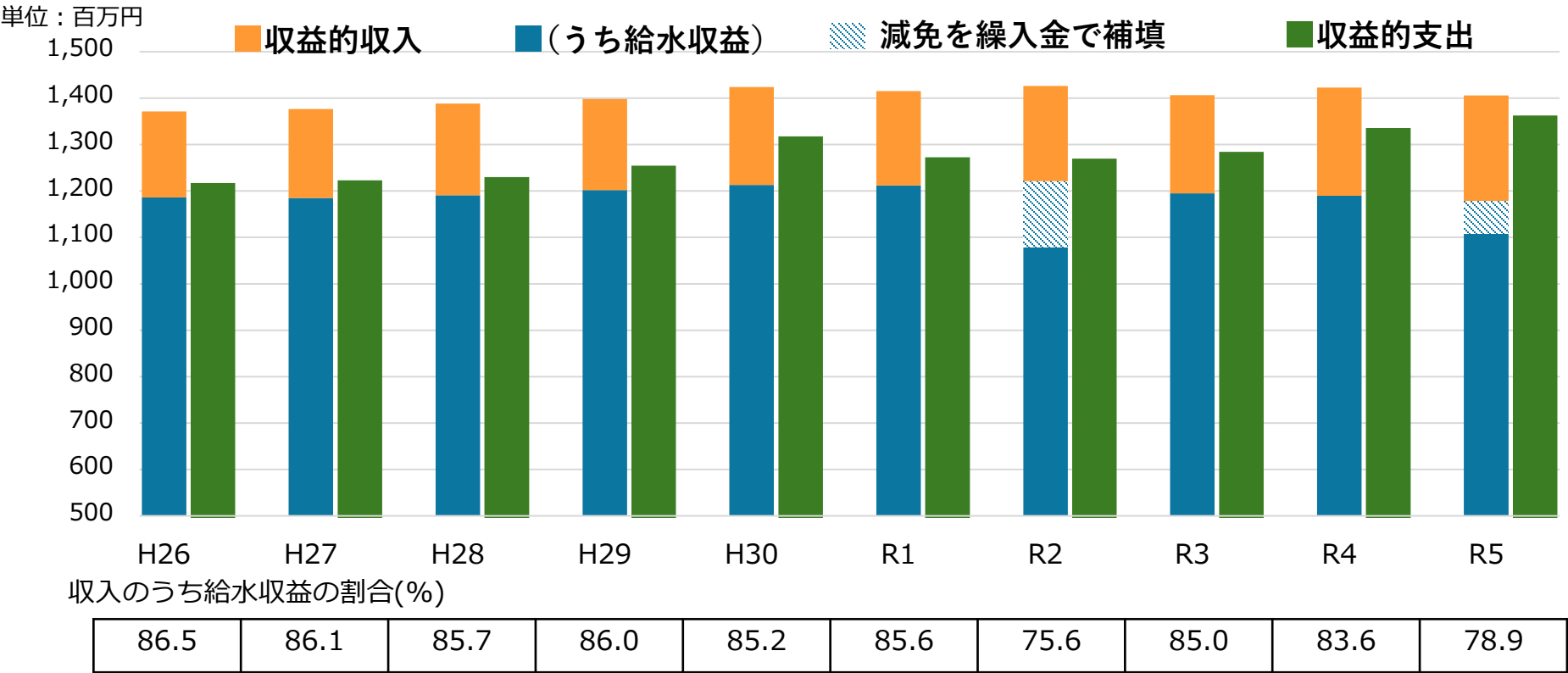
3-1 水道事業会計のしくみ



水道事業会計は、「収益的収支」で純利益等を積立し、「留保資金」でためた資金により「資本的収支」の不足分を補填している

3 水道事業の経営状況

3-2 収益的収支の状況



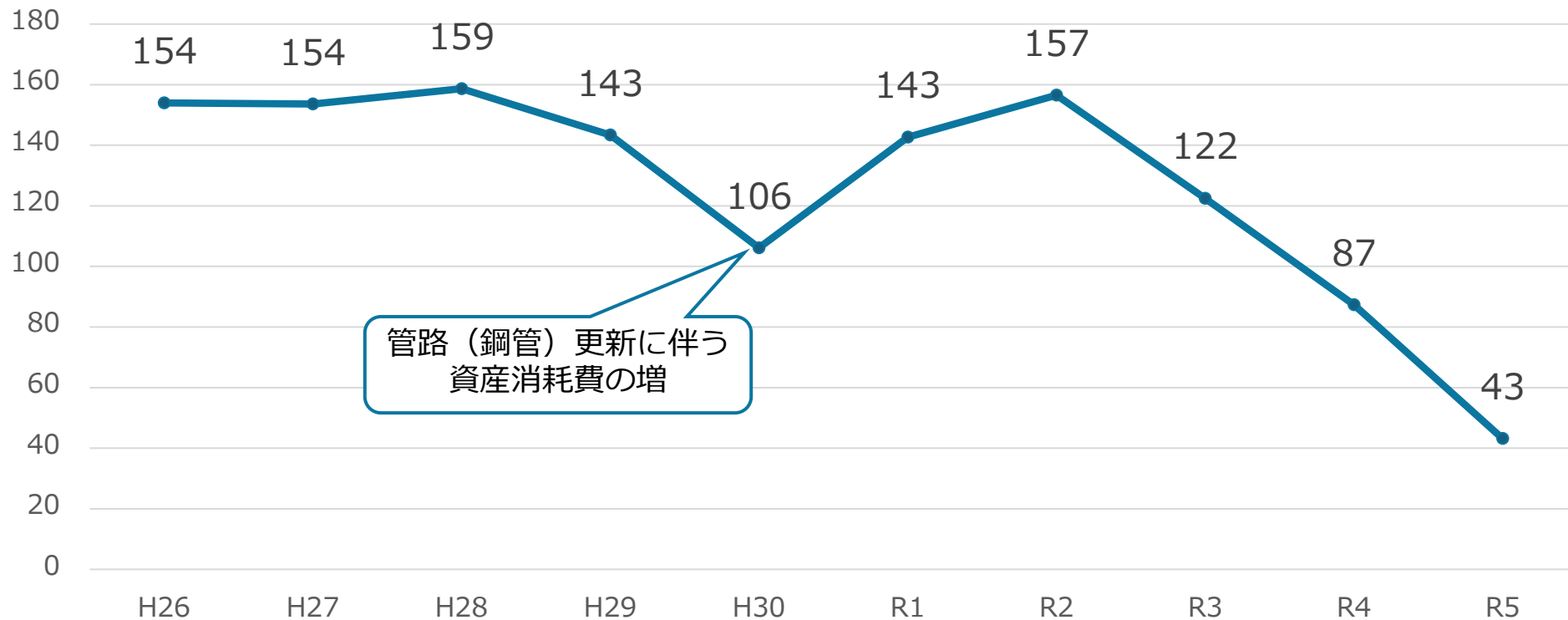
※令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大、令和5年度に物価高騰に対する生活支援策として基本料金の減免を実施しました。減免分は、一般会計からの繰入金で補填しています。

□ 収入のうち、給水収益が概ね80%以上であり、水道事業の収入の多くは、水道料金収入で賄われている

3 水道事業の経営状況

3-3 当年度純利益の状況

単位：百万円



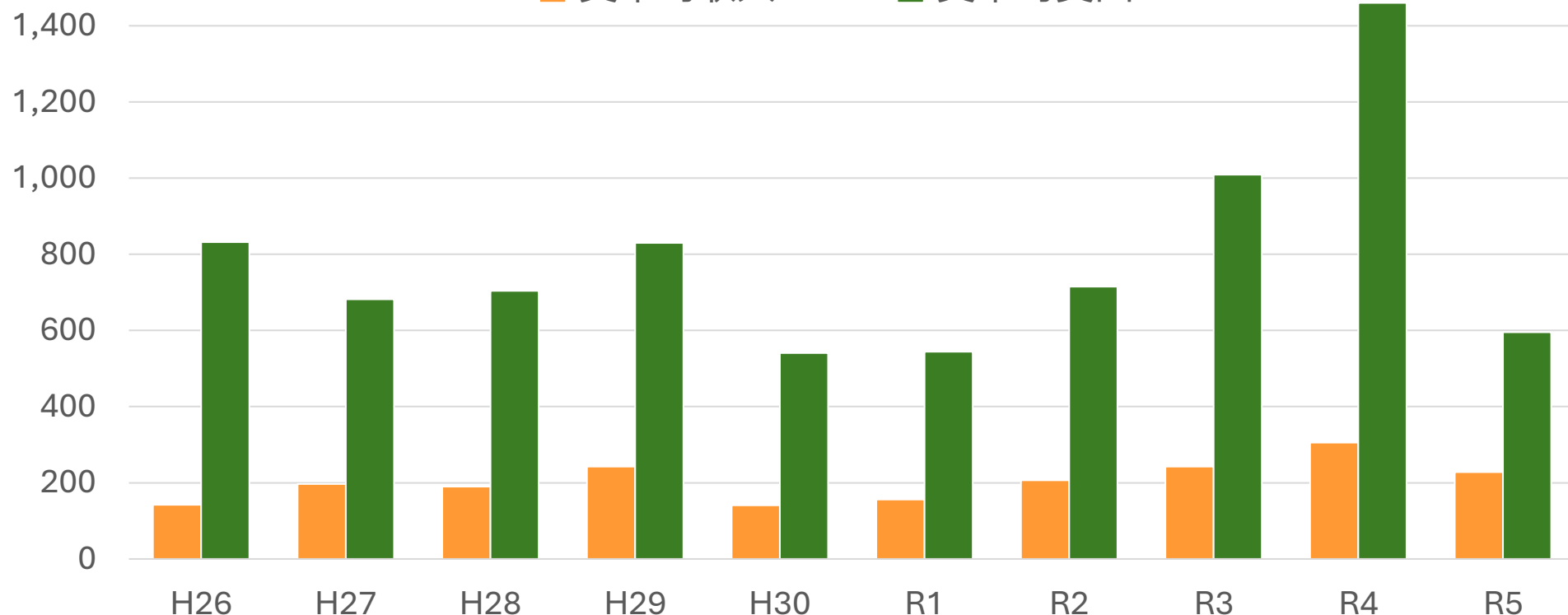
□ 令和2年度以降、当年度利益は近年下落を続けている

3 水道事業の経営状況

3-4 資本的収支の状況

単位：百万円

■ 資本的収入 ■ 資本的支出

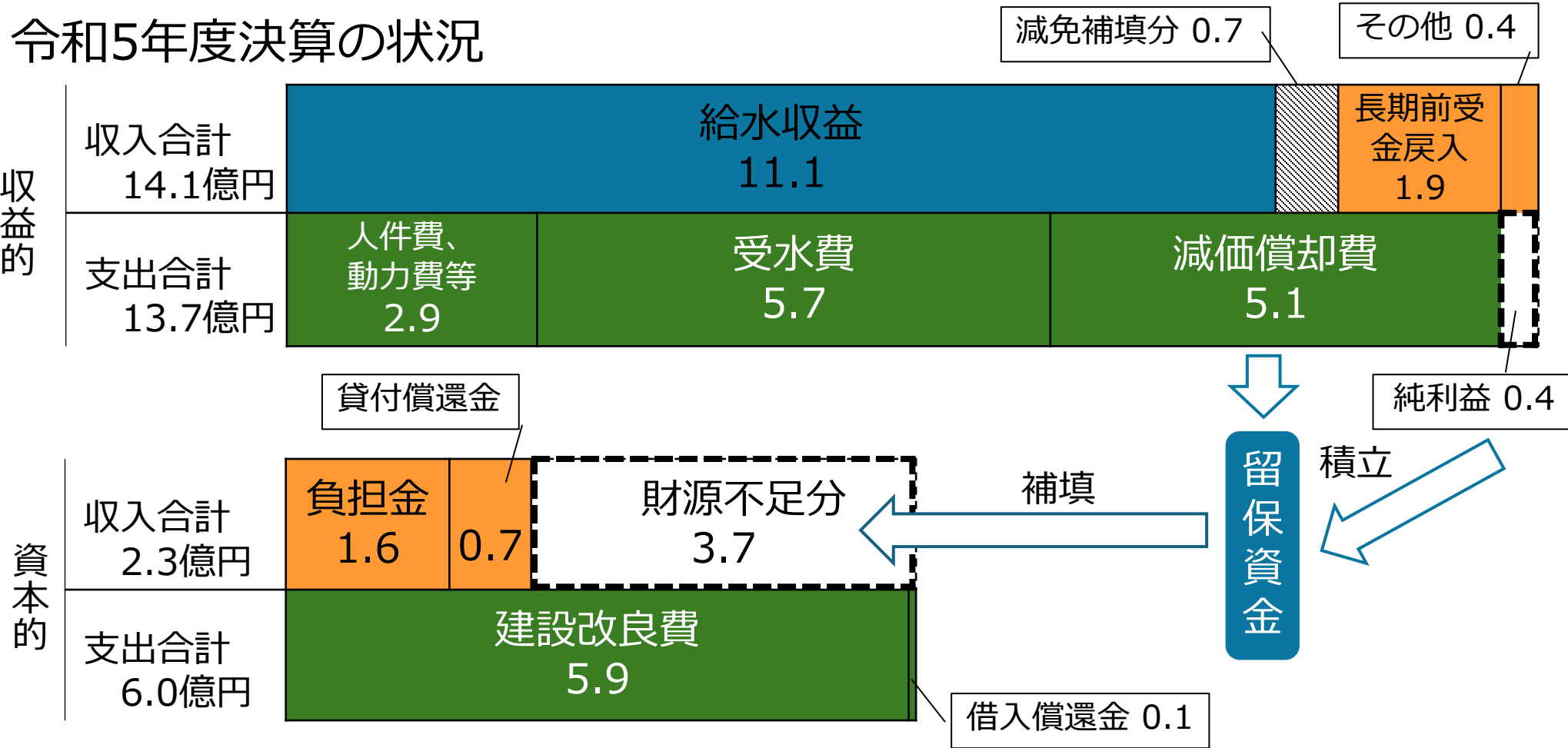


□ 資本的支出は管路の耐震化や更新等にかかる費用であり、留保資金をもって補てんする必要がある

3 水道事業の経営状況

3-5 決算の状況

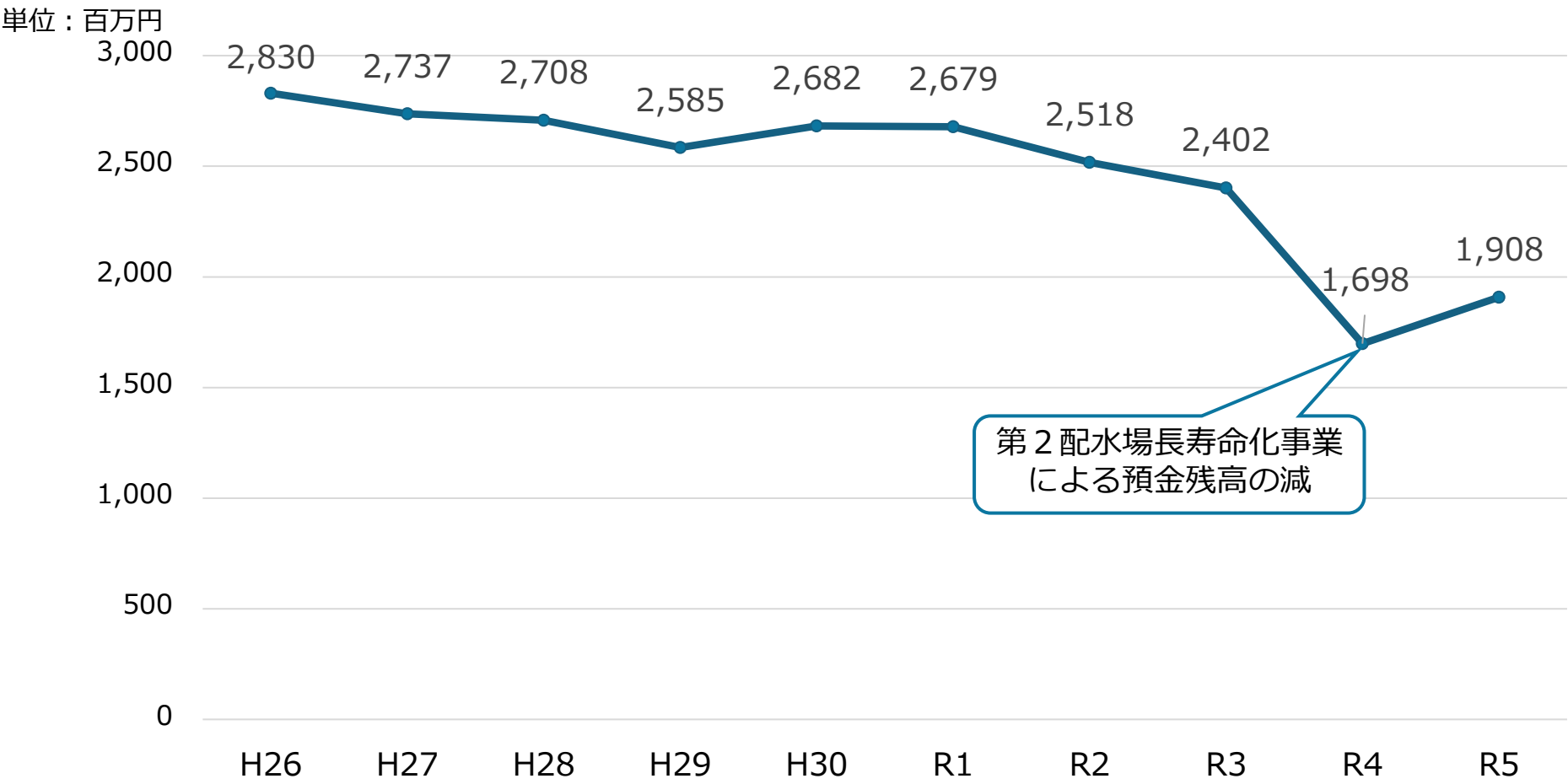
令和5年度決算の状況



□ 令和5年度決算では、約3.7億円の留保資金で補てんをした。

3 水道事業の経営状況

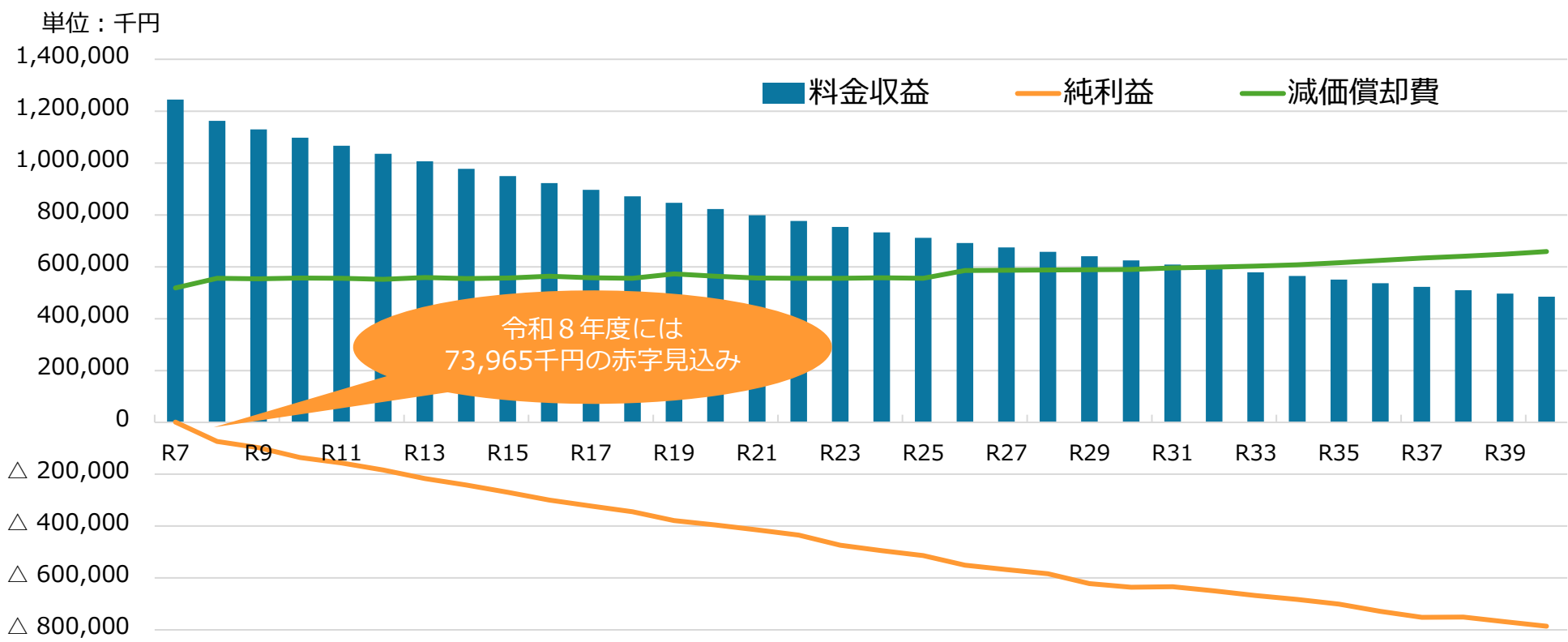
3-6 預金残高の状況



□ 預金残高の推移は下落の傾向にある

3 水道事業の経営状況

3-7 料金収入と利益の今後の推移



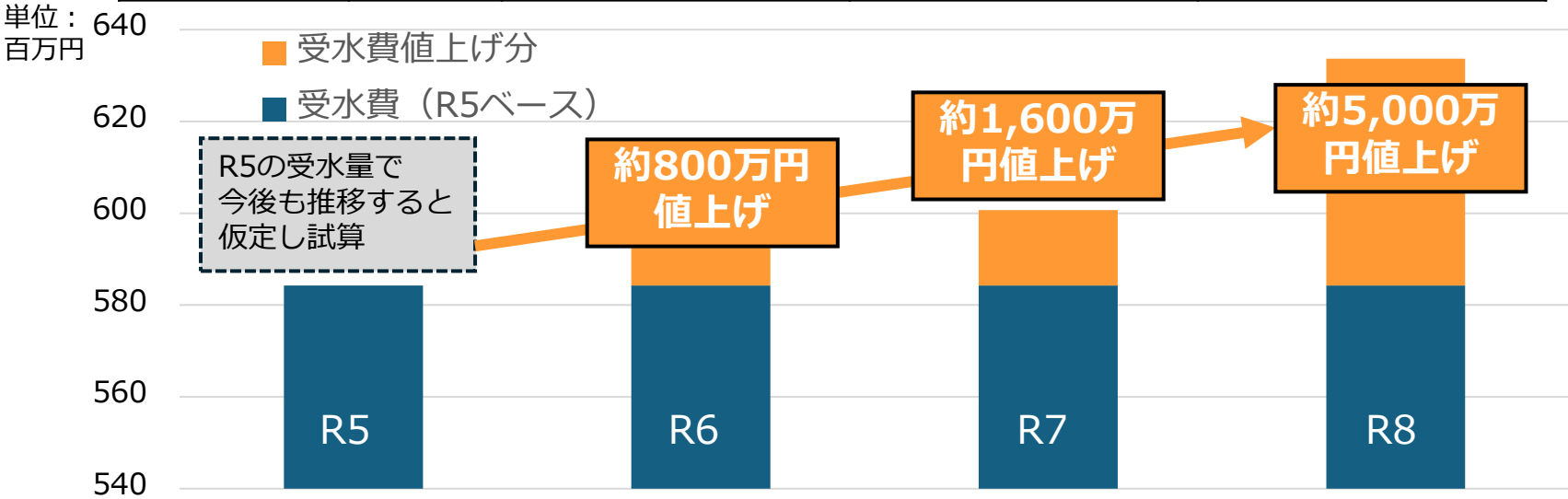
- ❑ 現在保有する資産をすべて耐用年数経過時に更新するための投資を行う前提で試算
- ❑ 料金収益は右肩下りに減少し、令和8年度には黒字が維持できない見込み

3 水道事業の経営状況

3-8 受水費の値上げ

- ❑ 愛知県営事業では受水団体へ卸売りする水道料金を令和6年10月及び令和8年4月の2段階で改定（値上げ）
- ❑ 碧南市では2段階改定後は年間約5千万円ほどの費用増となる見込み

区分	単位	R6.9.30まで	R6.10.1から	R8.4.1から
使用料金	円/m ³	26	28	32

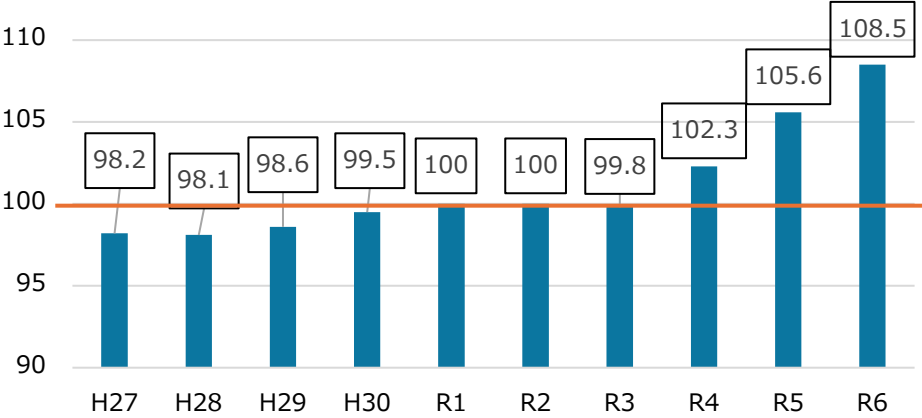


3 水道事業の経営状況

3-9 物価の高騰

- ❑ 消費者物価指数は増加傾向にあり、近年の増加率も上昇している
- ❑ 公共工事設計労務単価も上昇しており、建設費の増加の一因となっている

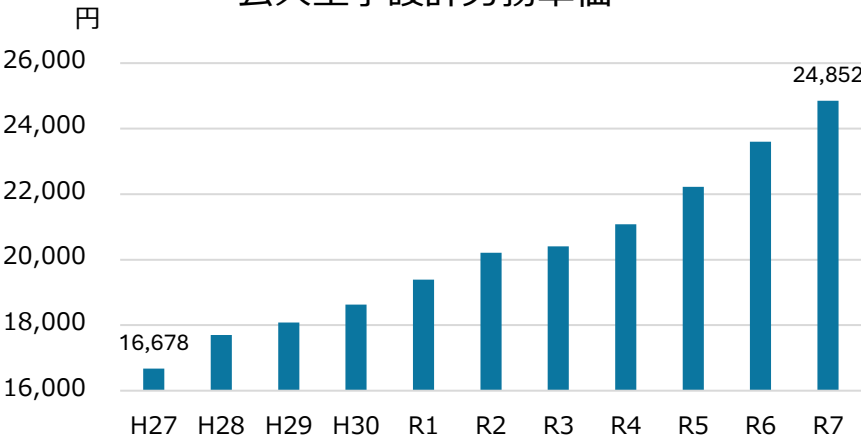
消費者物価指数



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
前年比 (%)	0.8	-0.1	0.5	1	0.5	0	-0.2	2.5	3.2	2.7

※総務省公表「2024年(令和6年)平均消費者物価指数の動向」
総合より作成 総合指数は2020年を100としている

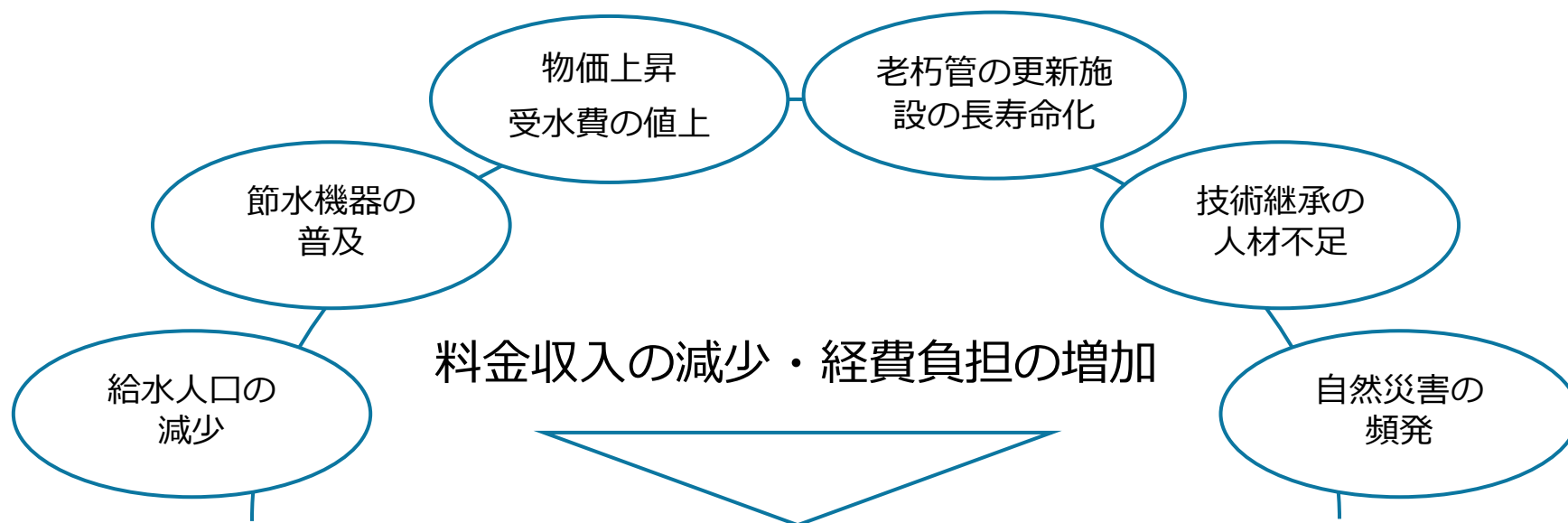
公共工事設計労務単価



※国土交通省公表「令和7年度3月から適用する公共工事設計労務単価について」 全国全職種平均値 より作成

3 水道事業の経営状況

3-10 水道事業経営の課題



持続可能な水道経営のため、料金体系の見直しを適切に行う必要

- ❑ 経営環境は厳しさを増しており、課題は山積している
- ❑ 事故や不測の事態を防ぐために、事業経営として必要な料金を検討する必要がある

3 水道事業の経営状況

まとめ

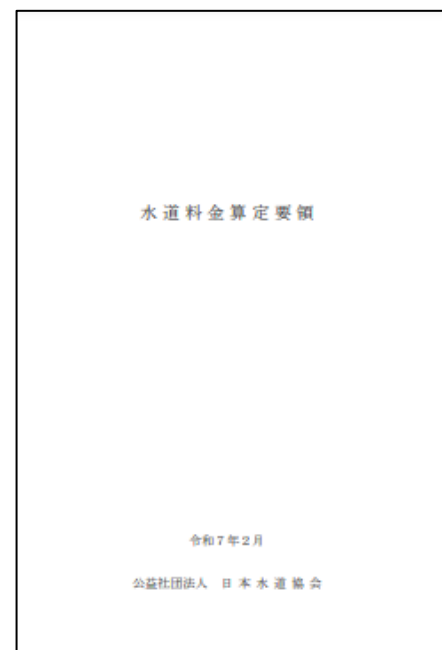
- 水道事業会計は、「収益的収支」で純利益等を積立し、「留保資金」でためた資金により「資本的収支」の不足分を補填する構成である
- 収益的収入の大部分は利用者の水道料金収入である
- 当年度純利益は近年、下落傾向にある
- 経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、事業経営として必要な料金を検討する必要がある

4 水道料金改定の検討方針

4-1 水道料金算定要領

水道料金算定要領（令和7年2月 公益社団法人日本水道協会）

水道料金の全国的な算定基準として、水道料金の考え方と
具体的算定方法を取りまとめたものであり、水道事業者が
水道料金を設定する際の指針



4 水道料金改定の検討方針

4-2 水道事業経営の基本原則

独立採算制の原則

- 経費は、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない
- 水道事業は、税金によらず、使用水量に応じて水道使用者に支払ってもらう料金収入によって運営しなければならない

公正妥当な料金設定

- 料金は、公正妥当なもので、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な経営を確保することができるものでなければならない

適正な料金を決定するために必要なポイント①

事業の能率的経営を前提とする原価が基礎となっていること

4 水道料金改定の検討方針

4-3 料金改定で検討すべき項目

① 基本料金収入と従量料金収入の割合をどうするのか？

② 従量料金の水量区分をどう分けるのか？

口径		基本料金 (円)	① 従量料金 (円) ※1㎡あたり				
			～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～100㎡	101㎡～
	13mm	600	35	95	155	180	205
	20mm	1,600					
	25mm	2,600					
	共用栓	600	155				
③	40mm	8,000					
	50mm	14,000	205				
	75mm	29,500					
	100mm	50,000					
	150mm	110,000					
	200mm	177,000	350				
臨時栓	～25mm	3,500					
	40mm	上記各口径別					

③ 口径別基本料金単価をどう設定するか？

④ 従量料金の逡増度をどの程度とするか？（逡増度を設けるか？）

⑤ 用途別料金を設定するか？

4 水道料金改定の検討方針

4-4 水道料金の算定手順①

総括原価（料金水準）の算定

総括原価		営業費用		資本費用
料金総収入が総括原価と等しくなることが理想	=	・ 人件費 ・ 動力費 ・ 修繕費 ・ 受水費 ・ 減価償却費 等	+	・ 支払利息 ・ 資産維持費 (給水サービス水準の維持向上及び施設実体維持のための原資として事業内に内部留保し、再投資されるべき額)

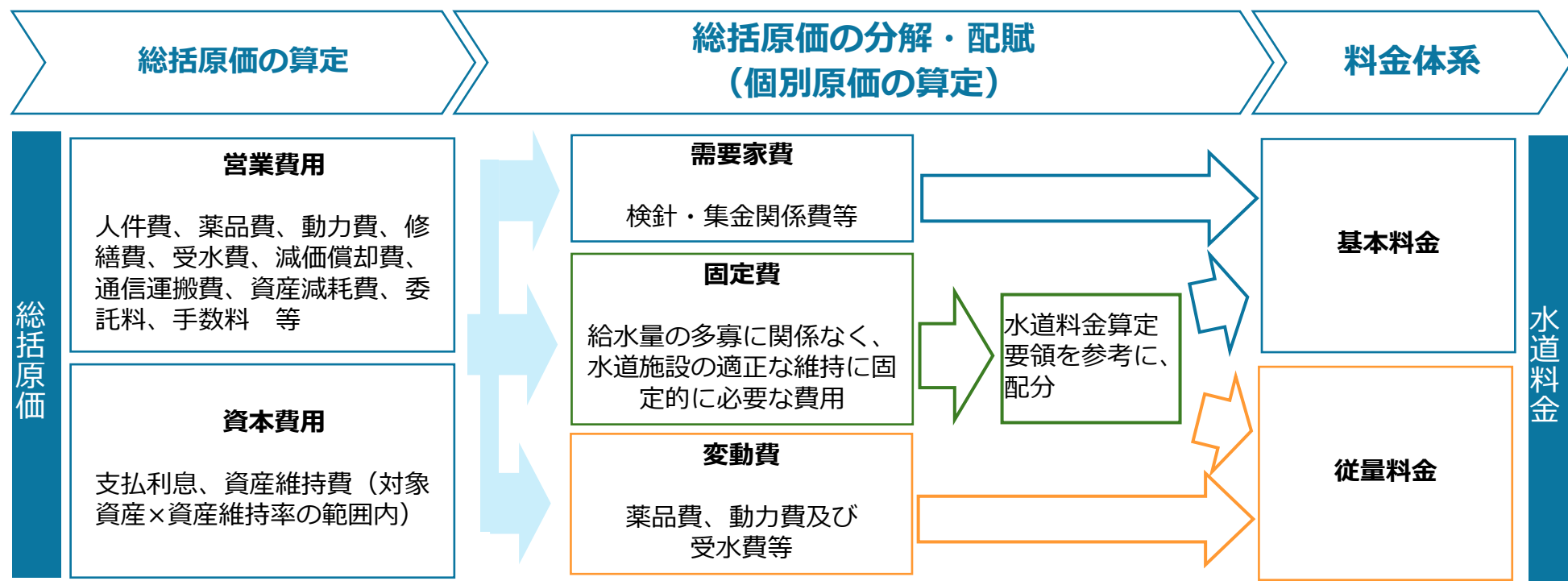
- 事業活動に必要な「営業費用」、施設の計画的な改修・更新に必要な「資本費用」の合計である、「総括原価」の考え方で算出

適正な料金を決定するために必要なポイント②

総括原価は将来にわたり健全な運営を確保することができる
資産維持費が参入されていること

4 水道料金改定の検討方針

4-5 水道料金の算定手順②



適正な料金を決定するために必要なポイント③

料金負担の公平の見地から各使用者の料金は客観的公平が確保できる個別原価に基づき算定されているものであること（個別原価主義）

4 水道料金改定の検討方針

4-6 料金改定の検討フロー

ステップ	検討内容	審議会
ステップ1 財政計画の策定	■ 将来の水需要予測の算定 ■ 将来の財政収支のシミュレーション	第2回で審議予定
ステップ2 料金水準の算定	■ 料金算定期間の設定 ■ 総括原価の算定 ■ 料金改定率（資産維持費）の決定	第3回で審議予定
ステップ3 料金体系の設定	■ 料金体系決定における検討項目 ① 基本料金収入と従量料金収入の割合の設定 ② 従量料金の水量区分の設定 ③ 口径別基本料金単価の設定（口径別従量料金） ④ 従量料金の逡増度の設定 ⑤ 用途別料金の設定（用途別、口径別料金体系の採用）	第4回で審議予定
ステップ4 料金表（案）の確定	■ 各種検討項目のメリット・デメリットの整理 ■ 料金表案のパターン提示・決定	

- ステップ1～4の順に第2回から第4回の審議会で審議
- 第4回では事務局から料金表案のパターンを提示するため、審議のうえ決定

4 水道料金改定の検討方針

4-7 審議スケジュール

審議会	日にち	内容(案)
第1回 (本日)	令和7年7月2日(水)	(1) 碧南市水道事業の概要 (2) 水道料金体系の仕組み (3) 水道事業の経営状況 (4) 水道料金改定の検討方針
第2回	令和7年8月18日(月) 午前10時から 市役所7階 第1委員会室	(1) 前回の審議会の内容について (2) 碧南市の現状分析・将来推計 (3) 改定率について(総論)
第3回	令和7年11月7日(金) 午後1時30分から 市役所7階 第1委員会室	(1) 前回の審議会の内容について (2) 今後必要となる投資について (3) 料金体系の方針について(①基本料金と従量料金の収入割合②水量区分の検討)
第4回	令和8年1月16日(金) 午後1時30分から 市役所2階 談話室2	(1) 前回の審議会の内容について (2) 料金体系案について (③口径別基本料金単価④従量料金の逡増度⑤用途別料金の検討、料金体系案パターン提示)
第5回	令和8年3月24日(火) 午前10時30分から 市役所2階 談話室2	(1) これまでの審議会の内容について (2) 答申案について

- ☐ 本日の含め全5回の日程で審議会を開催予定

☐ 審議いただいた結果を答申としてとりまとめ

4 水道料金改定の検討方針

まとめ

- 水道料金算定要領を参考にしつつ、料金体系の検討を行う
- 料金改定のステップ
 - ①財政計画の策定→②料金水準の算定（総括原価の算定）→
 - ③料金体系の設定（個別原価の算定）→④料金表の確定
- 各検討項目のメリット・デメリットを整理し、案のパターンを整理
- 全5回の日程で審議し、答申を市長に提出